

平成30年第20回
美幌町農業委員会総会議事録

平成30年11月26日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 平成30年11月26日(月) 午後1時30分から午後2時55分

2. 開催場所 美幌町議会 議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

会長職務代理者	1番 日下 優 君	農地部会長	2番 白石 愛 君
	3番 大西 政 雄 君		4番 根塚 信義 君
	5番 中村 寿恵子 君		6番 小林 勝義 君
	7番 小泉 豊和 君	振興副部会長	8番 加藤 安弘 君
	9番 佃 徹 君		10番 寺本 恵二 君
	11番 日並 一三 君		14番 西 学 君
	15番 日並 洋 君		16番 齋藤 一男 君
農地副部会長	17番 東 砂裕理 君	振興部会長	18番 千葉 正美 君
	19番 松本 訓宜 君	会 長	20番 鈴木 幸往 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井 祐二 君	総務担当主査	佐々木 鑑仁 君
総務担当	中谷 賢司 君	臨時筆生	寺田 裕子 君

議事日程

平成30年第20回 美幌町農業委員会総会
平成30年11月26日 午後1時30分開会

- | | |
|--------------|--|
| 日程第1 | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | 諸般の報告について |
| 日程第3 | 会期の決定について |
| 日程第4 | 会務報告について |
| 日程第5 報告第32号 | 第8回 振興部会会議結果報告について |
| 日程第6 報告第33号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日程第7 議案第66号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第8 議案第67号 | 農業経営基盤強化促進法第18第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第9 議案第68号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第10 議案第69号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第11 議案第70号 | 現況証明願について |
| 日程第12 協議第11号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

(ブザー)

議 長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は18名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので、只今より平成30年第20回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議 長	それでは、これより議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号8番加藤委員、同じく議席番号9番佃委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案5件、協議1件となっております。朗読については省略させて頂きます。なお、議席番号12番重清委員、同じく議席番号13番木村委員、本日欠席の旨届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第32号「第8回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願い致します。
振興部会長	第8回振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。平成30年10月25日。美幌町農業委員会振興部会長千葉正美。美幌町農業委員会会長鈴木幸往様。記。1. 案件(1)道外先進地視察研修について。2. 開催日時、平成30年10月25日(木)午後2時5分から午後2時15分。3. 開催場所、議会委員室。4. 出席者、私他計7名、事務局：中谷総務担当。5. 会議結果につきましては事務局の方より、よろしくお願ひします。

総務担当	<p>それでは会議結果について報告致します。（１）道外先進地視察研修につきまして振興部会で協議しまして、その結果、各農業委員に日程、行先等の希望についてアンケートをとりまして11月総会後の振興部会で日程等を協議するという事で会議を行いました。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第32号「第8回振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第6、報告第33号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p>
総務担当	<p>【報告第33号 議案書をもとに朗読】</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第33号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告」については承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第66号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。</p> <p>内容番号2号。</p>
総務担当	<p>内容番号2号についてご説明致します。本件は農地法3条で賃貸借している農地を売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成26年3月28日から平成36年3月27日までの10年間、合意解約年月日は平成30年11月16日、土地の引き渡し年月日は平成30年11月16日でございます。</p> <p>以上、本案件につきましては合意解約日と土地の引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号2号は適当と認めます。</p> <p>内容番号3号から4号は関連がございますので一括上程を致します。</p>
総務担当主査	<p>内容番号3号と4号について一括ご説明致します。本件は農地法3条で賃貸借している農地を他者に賃貸するため合意解約するものでございます。賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。契約期間は平成20年12月26日から平成30年12月26日までの10年間、合意解約年月日は平成30年10月11日、土地の引き渡し年月日は平成30年10月11日でございます。内容番号3号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。続きまして内容番号4号でございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。</p> <p>以上、これらの案件につきましては合意解約日と土地の引き渡し日が同一のため、農</p>

地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号3号から4号は適当と認めます。
内容番号5号。

総務担当主査

内容番号5号についてご説明致します。本件は農用地利用集積で賃貸借している農地につきまして経営移譲に伴い借受人を変更するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成25年11月26日から平成35年11月30日までの10年間、合意解約年月日は平成30年11月12日、土地の引き渡し年月日は平成30年11月12日でございます。

以上、本案件につきましては合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。
内容番号6号から7号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

内容番号6号と7号について一括ご説明致します。本件は農地法3条で賃貸借している農地を売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。合意解約年月日は平成30年11月12日、土地の引き渡し年月日は平成30年11月12日でございます。内容番号6号についてご説明致します。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成28年8月25日から平成33年8月24日までの5年間でございます。次に内容番号7号についてご説明致します。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、契約期間は平成29年9月25日から平成34年9月24日までの5年間でございます。

以上、本案件につきましては合意解約日と土地の引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号6号から7号は適当と認めます。
内容番号8号。

総務担当主査

内容番号8号についてご説明致します。本件は農用地利用集積計画で賃貸借している農地につきまして経営移譲に伴い借受人を変更するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成26年11月26日から平成31年11月30日までの5年間、合意解約年月日は平成30年11月16日、土地の引き渡し年月日は平成30年11月16日でございます。

以上、本案件につきましては合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考え

えられます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号8号は適当と認めます。
内容番号9号から10号は関連がございますので一括上程致します。

総務担当

内容番号9号と10号について一括ご説明致します。本件は農用地利用集積計画で賃貸借している農地を他者に賃貸借するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん。契約年月日は平成27年11月26日から平成37年11月30日までの10年間。合意解約年月日は平成30年11月16日、土地の引き渡し年月日は平成30年11月16日でございます。内容番号9号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。次に内容番号10号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

以上、本案件につきましては合意解約日と土地の引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号9号から10号は適当認めます。
議案第66号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第8、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。

内容番号118号から119号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

はじめに今月の概要についてご説明を致します。今月の案件は全10件で内容につきましては売買が3件、農業公社の買入が2件、新規の賃貸借が4件、再貸付1件となっております。

内容番号118号と119号について一括ご説明致します。本件は売買案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さんでございます。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転の時期は平成30年11月27日、利用調整日は平成30年11月12日でございます。内容番号118号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、代金の支払期限は平成30年12月26日でございます。内容番号119号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、代金の支払期限は平成31年1月30日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号118号と119号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの離農に伴い、あっせん調整の結果、〇〇さんと〇〇さんが買うことになったものです。

〇〇さんは家族4人で畑作三品と人参を作付けし、また、〇〇さんは法人化し肉用牛の飼育を行い、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号118号から119号は適当と認めます。
内容番号120号。

総務担当

内容番号120号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧頂きます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社であります。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年12月25日、代金の支払期限は平成31年1月31日、利用調整日は平成30年11月16日であります。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

14 番

内容番号120号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが売買を希望したことから今回農業公社に売買するものです。この農地については〇〇の〇〇さんが引き受けることになりましたのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号120号は適当と認めます。
内容番号121号。

総務担当

内容番号121号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧頂きます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年12月25日、代金の支払期限は平成31年1月31日、利用調整日は平成30年11月16日でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 番

内容番号121号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの離農跡地を今回農業公社に売買するものです。この農地につきましては〇〇の〇〇さんが引き受けることになりましたのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号121号は適当と認めます。
内容番号122号。

総務担当主査

内容番号122号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧頂きます。本件は先の議案第66号、内容番号6号と7号で合意解約した案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。

ます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年11月27日、代金の支払期限は平成30年12月26日、利用調整日は平成30年11月13日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番 内容番号122号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの申し出によりあっせんを行い、その結果、〇〇さんが購入することになったものです。〇〇さんは酪農を営む他小麦、ビートを作付けされ、意欲的に営農しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号122号は適当と認めます。
内容番号123号。

総務担当主査 内容番号123号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧ください。本件は新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年11月27日から平成35年11月30日までの5年間、利用調整日は平成30年11月13日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

18 番 内容番号123号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件はこれまで〇〇の〇〇さんが借りていましたが〇〇さんが離農することになり、あっせん調整の結果、〇〇さんが新たに借りることになったものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号123号は適当と認めます。
内容番号124号。

総務担当主査 内容番号124号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧ください。本件は先の議案第66号内容番号3号で合意解約した案件で新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年11月27日から平成35年11月30日までの5年間、利用調整日は平成30年11月12日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

6 番 内容番号124号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件はこれまで〇〇の〇〇さんが借りていましたが規模縮小のため合意解約することとなり、あっせん調整の結果、〇〇さんが借りることになったものです。

〇〇さんは家族4人で小麦、馬鈴薯、ビート、人参、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号124号は適当と認めます。
内容番号125号。

総務担当主査 内容番号125号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧頂きます。本件は先の議案第66号内容番号4号で合意解約した案件で新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年11月27日から平成35年11月30日までの5年間、利用調整日は平成30年11月12日でございます。
以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

6番 内容番号125号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件も124号と同様、これまで〇〇の〇〇さんが借りていましたが、規模縮小のため合意解約することとなり、あっせん調整の結果、〇〇さんが借りることになったものです。
〇〇さんは家族3人で小麦、大豆、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号125号は適当と認めます。
内容番号126号。

総務担当 内容番号126号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧頂きます。本件は期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんであります。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間、利用調整日は平成30年11月19日でございます。
以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2番 内容番号126号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、これまでと同じ条件で再貸付となったものです。
〇〇さんは家族3人で畑作三品の他、大豆、小豆を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、内容番号126号は適当と認めます。

議 長	内容番号127号。
総務担当主査	<p>内容番号127号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧いただけます。本件は先の議案第66号内容番号9号と10号で合意解約した案件で新規の賃貸借案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書14ページをご覧いただけます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年11月27日から平成37年11月30日までの7年間、利用調整日は平成30年11月15日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
3 番	<p>内容番号127号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件はこれまで〇〇の〇〇さん、〇〇さんが借りていましたが規模縮小により合意解約したため、あっせん調整の結果、今回、石田さんが借りることになったものです。</p> <p>〇〇さんは家族3人で小麦、小豆、馬鈴薯、ビートを作付けし、意欲的に営農しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号127号は適当と認めます。</p> <p>議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号58号。</p>
総務担当主査	<p>はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全15件で内容につきましては売買が4件、使用貸借が8件、新規の賃貸借が3件となっております。内容番号58号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧いただけます。本件は先の議案第66号内容番号2号で合意解約した案件で売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料16ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
18 番	<p>内容番号58号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件はこれまで賃貸借していた農地を売買することになったものです。〇〇さんは家族3人で小麦、大豆、馬鈴薯、ビート、グリーンアスパラを作付けし意欲的に営農されております。</p> <p>なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月13日、根塚委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>

議 長	ご異議なしと認め、内容番号58号は適当と認めます。 内容番号59号。
総務担当主査	内容番号59号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。本件は国有地の売買案件でございます。譲渡人は北見市の北海道財務局北見出張所、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。 以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料18ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
9 番	内容番号59号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんの畑の中にある国有地を今回売買するものです。〇〇さんは家族ふたりで玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されております。 なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月13日、齋藤委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号59号は適当と認めます。 内容番号60号から61号は関連がございますので一括上程を致します。
総務担当主査	内容番号60号と61号について一括ご説明致します。本件は使用貸借案件です。借受人は〇〇の〇〇さんでございます。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。内容番号60号についてご説明致します。参考資料は19ページをご覧ください。貸付人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。続きまして内容番号61号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧ください。貸付人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書21ページをご覧ください。 以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料20ページ並びに22ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
16 番	内容番号60号と61号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営移譲するため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。〇〇さんは家族4人で小麦、大豆、玉ねぎ、かぼちゃ、グリーンアスパラを作付けし、意欲的に営農されております。 なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月13日、佃委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号60号から61号は適当と認めます。 内容番号62号。

総務担当主査	<p>内容番号62号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧いただきます。本件は使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書21ページをご覧いただきます。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料24ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
16番	<p>内容番号62号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営移譲するため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、豆類、玉ねぎ、馬鈴薯、ビートを作付けし、意欲的に営農されております。</p> <p>なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを10月28日、佃委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号62号は適当と認めます。 内容番号63号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号63号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧いただきます。本件も使用貸借案件です。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書21ページをご覧いただきます。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から5年間、権利の種別は使用貸借権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料26ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
5番	<p>内容番号63号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営移譲するため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、豆類、馬鈴薯、ビート、人参、キャベツを作付けし、意欲的に営農されております。</p> <p>なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月16日、小林委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号63号は適当と認めます。 内容番号64号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号64号についてご説明致します。参考資料は27ページをご覧いただきます。本件は売買案件です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料28ページの</p>

調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号64号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの農地に隣接する〇〇さんの畑を今回売買することになったものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品と人参を作付けされ、意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月12日、日並洋委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号64号は適当と認めます。
内容番号65号。

総務担当主査

内容番号65号についてご説明致します。参考資料は29ページをご覧ください。本件は先の議案第67号農用地利用集積計画案の内容番号119号と同様、〇〇さんから〇〇さんへの売買ですが本件は〇〇さんの圃場に隣接しているため、〇〇さんが購入を希望したことから農地法3条による売買になったものでございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料30ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号65号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は今期で離農する〇〇さんの農地を〇〇さんが買うことになったものです。〇〇さんは家族4人で小麦、ビート、馬鈴薯、人参を作付けされ、意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月8日、日並洋委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号65号は適当と認めます。
内容番号66号。

総務担当主査

内容番号66号についてご説明致します。参考資料は31ページをご覧ください。本件は使用貸借案件です。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書22ページをご覧ください。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料32ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

- 15 番 内容番号66号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営移譲するため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、ビート、人参を作付けされ、意欲的に営農されております。
 なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月8日、加藤委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。
- 議長 ご異議ありませんか。
 (「なし」の声)
- 議長 ご異議なしと認め、内容番号66号は適当と認めます。
 内容番号67号から68号は関連がございますので一括上程を致します。なお、内容番号67号から68号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。
 (〇〇 委員 退席)
- 総務担当主査 内容番号67号と68号について一括ご説明致します。本件は賃貸借案件です。借受人は〇〇の〇〇さんでございます。申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から10年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。内容番号67号についてご説明致します。参考資料は33ページをご覧願います。貸付人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書22ページをご覧願います。続きまして内容番号68号についてご説明致します。参考資料は35ページをご覧願います。貸付人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書23ページをご覧願います。
 以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料34ページ並びに36ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。
- 8 番 内容番号67号と68号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが来年から法人化するため、〇〇さんと〇〇さんが所有する農地を法人に貸し付けるものです。〇〇さんは畑作三品を作付けし意欲的に営農されております。
 なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月15日、木村委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。
- 議長 ご異議ありませんか。
 (「なし」の声)
- 議長 ご異議なしと認め、内容番号67号から68号は適当と認めます。
 (日並 洋 委員 入席)
- 議長 内容番号69号。
- 総務担当 内容番号69号についてご説明致します。参考資料は37ページをご覧願います。本件は使用貸借案件です。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書23ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料38ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 番

内容番号69号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営移譲するため、息子さんの〇〇さんへ使用貸借するものです。〇〇さんは家族4人で酪農を営み、意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月13日、東委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号69号は適当と認めます。
内容番号70号。

総務担当主査

内容番号70号についてご説明致します。参考資料は39ページをご覧ください。本件も使用貸借案件です。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書24ページをご覧ください。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料40ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

19 番

内容番号70号につきましては只今事務局説明のとおりであります。この案件は〇〇さんが経営移譲するため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品の他、玉ねぎ、人参を作付けされ意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月14日、大西委員と共に確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号70号は適当と認めます。
内容番号71号。

総務担当主査

内容番号71号についてご説明致します。参考資料は41ページをご覧ください。本件は貸貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書24ページをご覧ください。申請理由は貸貸借、貸借期間は許可日から5年間、貸貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は貸貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料42ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

3 番	<p>内容番号71号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営規模を縮小するため、〇〇さんに賃貸借するものです。〇〇さんは家族4人で酪農を営む他、小麦、ビート、デントコーンを作付けされて意欲的に営農されております。</p> <p>なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月10日、松本委員と確認しておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号71号は適当と認めます。</p> <p>内容番号72号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号72号についてご説明致します。参考資料は43ページをご覧願ひします。本件は使用貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料44ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。</p>
19 番	<p>内容番号72号につきましては只今事務局より説明、報告のとおりであります。この案件は〇〇町〇〇の〇〇さんが経営移譲するため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。今回使用貸借する一部の土地が美幌地番であるため、美幌町農業委員が確認を行いました。〇〇さんは家族4人で畑作三品を作付けされ意欲的に営農されております。</p> <p>なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月10日、大西委員と共に確認しましたのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号72号は適当と認めます。</p> <p>議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第69号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号7号。</p>
総務担当	<p>内容番号7号についてご説明致します。参考資料は46ページをご覧願ひします。申請人は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、農地区分は農業振興地域農用地区域内第1種農地でございます。転用目的はカラ松植林で計画の概要は土地造成が3,100㎡にカラ松の苗木620本を植林する予定で工事期間は許可日から平成31年11月末日までを予定しております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。</p>
17 番	<p>内容番号7号につきましては只今事務局説明のとおりです。この農地は隣接する山林の中に突き出しており東側、南側、北側の3方が山林のため朝から夕方まで日陰となり耕作に不適當な農地のため植林転用するものでございます。</p>

議 長	<p>申請地はほかの農地への影響が少ない場所を選定しており現地の状況からみて、やむを得ないものであると11月9日、日下委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号7号は適当と認めます。 議案第69号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第11、議案第70号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号28号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号28号についてご説明致します。参考資料は48ページをご覧願います。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
7 番	<p>内容番号28号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この土地は雑草が生い茂り背の高い樹木が数本あるなど、長い間、畑として使われておらず農地・採草放牧地以外であることを11月13日、千葉委員、佃委員と私とで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号28号は適当と認めます。 内容番号29号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号29号についてご説明致します。参考資料は49ページをご覧願います。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
18 番	<p>内容番号29号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は山林を東西に開墾した畑の東側に位置しており笹などの雑草や樹木があるなど、長年、畑としては使われておらず農地・採草放牧地以外であることを11月13日、小泉委員、根塚委員と私で確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号29号は適当と認めます。 議案第70号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第12、協議第11号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>

総務担当主査

協議第11号についてご説明致します。本件は11月15日付けで美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域への編入が1件、除外3件でございます。

はじめに編入についてご説明致します。内容番号11号です。参考資料は51ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で申請理由は売買するためでございます。次に除外についてご説明致します。内容番号21号です。参考資料は48ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は太陽光発電施設の建設のためでございます。内容番号22号です。参考資料は52ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は太陽光発電施設の建設のためでございます。内容番号23号です。参考資料は46ページをご覧ください。本件は先の議案第69号内容番号7号農地法第4条転用許可申請でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、申請理由は植林転用のためでございます。

以上、今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、協議第11号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議長

以上で全議案の審議を終了しました。
これもちまして、第20回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議長

ご苦労様でした。

閉会 午後2時55分